

飲酒運転の防止！！

行政処分による

免許取消で免許を取得できない期間は**最長10年！**
免許停止は**最長180日！**

※行政処分とは…将来における道路交通上の危険を防止するために行われる行政上の処分を言います。
(免許取消や免許停止など)



※以下、大分県内居住者の行政処分件数となります。

● どのくらい処分されているの？

区分		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年
取消処分		338	333	346	361	361
停止処分	長期	289	259	290	251	268
	中期	211	190	180	187	198
	短期	969	894	1,044	1,332	1,231
	小計	1,469	1,343	1,514	1,770	1,697
処分合計		1,807	1,676	1,860	2,131	2,058

※長期は61日以上、中期は31日以上60日以下、短期は30日以下の免許停止をいいます。

年間に免許取消は350件前後、免許停止は1500件前後もあるんだね。



● 飲酒運転関連ではどのくらい免許取消になっているの？

令和7年の361件の免許取消のうち、**約45%の162件が飲酒運転関連**の免許取消です

飲酒運転関連だけでそんなに多いの?!



● 飲酒運転関連で免許取消になった人の男女別などの詳細はどうなっているの？

○男女別

	男性	女性	合計
件数	150	12	162

○違反別

注意！

酒気帯び運転でも取消しになる！

	酒酔い	酒気帯び	合計
件数	5	157	162

○欠格期間

注意！

	1年	2年	3年	4年	5年	合計
件数	4	147	2	4	5	162

飲酒運転で免許取消になると、その後
2年間も免許を取得できないんだね。



○時間帯別

注意！

通学時間帯と重なる！

	0 ～ 2	2 ～ 4	4 ～ 6	6 ～ 8	8 ～ 10	10 ～ 12	12 ～ 14	14 ～ 16	16 ～ 18	18 ～ 20	20 ～ 22	22 ～ 24	合計
件数	16	14	13	20	11	15	8	7	16	11	12	19	162
割合	9.9%	8.6%	8.0%	12.3%	6.8%	9.3%	4.9%	4.3%	9.9%	6.8%	7.4%	11.7%	100.0%

※飲酒運転により免許の取消処分を受けた者が飲酒運転をした時間帯

朝の6時から8時に飲酒運転が多いの?!
子どもが通学しているけど飲酒運転の車
に撥ねられないか心配だなあ・・・。



○年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
件数	2	29	29	17	35	32	16	2	162

50代と60代が多い傾向にあるね。



● 居住地別にみるとどうなってるの？

	大分市	中津市	別府市	佐伯市	日田市	宇佐市	由布市	臼杵市
件数	67	21	10	10	9	9	8	6

※大分県内の市町村の内、件数の多い8市町村のみ公表

僕が住んでいるところは、処分された人が多いのかなあ？



★道路交通法の改正（R8.7.21施行）

◎「酒酔い運転」の要件

【改正前】 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれが状態



【改正後】

注意！ 自転車も対象となる！！

① 呼気中アルコール0.5mg/l以上

または

② アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態

※ 「0.5mg/l未満」でも「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」と認定されれば「酒酔い運転」となります。

★危険運転致死傷罪の改正（R8.7.21施行）

◎飲酒類型

【改正前】 「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自動車を走行させ人を死傷させた場合



【改正後】

上記①または②の状態で自動車を走行させ、人を死傷させた場合

※ 飲酒類型以外にも「高速度類型」等での改正もあり。

明確な数値基準が設けられたんだね。



取消処分を受けた者の後悔

●50歳代男性(抜粹)

私は飲酒した状態で自家用車を運転し、交通事故を起こしました。この行為は社会的に決して許されないものであり、深く反省しています。

さらに事故後、その場に留まらずに立ち去るという極めて身勝手な行動をしました。

この過ちにより、家族、職場に多大なる迷惑を招きました。

今後は二度と飲酒運転を行わず、酒席後は必ず代行や公共交通機関を利用しルールを厳守します。

また地域での交通安全啓発活動に積極的に参加し社会に対する責任を果たしていきます。

この誓いを胸に今後の人生をかけて償い続けます。



●60歳代男性(抜粹)

私は令和〇年〇月〇日、〇の道路で飲酒した状態で車を運転し警察に検挙されました。

飲酒運転は、重大事故につながる恐れのある危険な行為であり、決して許される行為ではありません。頭では分かっているながらも、安易な考えと軽率な行動で罪を犯してしまいました。弁解の余地もありません。

私が犯した罪の代償は大きく、家族にも多大な迷惑をかけることになってしまいました。妻や母の通院や買い物の送迎、孫の世話など、これまでの私の役割が果たせなくなり自責の念に苛まれ、後悔ばかりの毎日です。

これまで30年以上にわたり無事故・無違反でしたが、このような事態を引き起こしてしまい、本当に情けない思いで深く反省をしております。

今後、同じ過ちを繰り返さないために断酒を継続してまいります。



軽い気持ちで飲酒運転をすると一生を棒に振ることになりかねない！

自分の人生を守るため、大事な人を守るために「飲酒運転は絶対にしない、させない」ことを徹底しよう！

